

**萩市須佐釣り桟橋  
指定管理者募集要項**

令和 7 年 1 2 月

萩市須佐総合事務所産業振興部門

## 【目 次】

### 1 公募の概要

(1) 公募の趣旨・目的

(2) 施設の概要

### 2 業務の内容と範囲

(1) 管理運営方針

(2) 指定管理者が行う業務

(3) 指定管理者と市の責任分担

### 3 指定期間

### 4 管理の基準等

(1) 営業日

(2) 開館時間等

(3) 再委託の禁止

(4) 関係法令の遵守

(5) 個人情報の保護

(6) 文書等の管理・保存

(7) 秘密を守る義務

(8) 事業計画書の提出

(9) 事業実績報告書の提出

(10) 指定管理者の明示

### 5 指定管理者の収入等

### 6 応募資格

### 7 応募方法・提出書類等

(1) 応募書類

(2) 申込書等の配布

(3) 応募書類の提出

(4) 応募に関する質問

8 選定の進め方

9 その他の留意事項

## 萩市須佐釣り桟橋の指定管理者募集要項

### 1 公募の概要

#### (1) 公募の趣旨・目的

萩市は、萩市須佐釣り桟橋の設置及び管理に関する条例（平成17年萩市条例第217号。以下「釣り桟橋条例」という。）第3条の規定に基づき、指定管理者制度を導入していますが、指定管理期間が満了するため、指定管理者を募集します。

#### (2) 施設の概要

名称・位置

名 称	萩市須佐釣り桟橋 萩市須佐釣り桟橋管理棟
位 置	萩市大字須佐7248番地10地先 萩市大字須佐7248番地10
竣 工	平成10年
構 造	浮き桟橋 木造、平屋建

### 2 指定管理者が行う業務の内容と範囲

#### (1) 管理運営方針

- ① 公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うとともに施設を適正に管理すること。
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）、釣り桟橋条例及び萩市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年萩市条例第26号）等関係法令等を遵守すること。

#### (2) 指定管理者が行う業務

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ④ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他市長が必要と認める業務

(3) 指定管理者と市の責任分担

種類	内 容	リスク負担	
		市	指定管理者
物価	物価変動による人件費、物品等経費の増額		○
金利	金利の変動による経費の増額		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況が発生した場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者の要因により運営費が増大した場合		○
	萩市の要因により運営費が増大した場合	○	
施設、設備、物品等の損傷	軽微なもの		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び乙の責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品等を損傷した場合		○
	上記以外の場合	○	
協定の不履行	萩市による協定内容の不履行による損害	○	
	指定管理者による協定内容の不履行による損害		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からの反対、訴訟、要望への対応	両者の協議による	
	上記以外	○	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は乙の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	施設設置の瑕疵による事故により利用者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業の場合	両者の協議による	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、これに伴い被害が発生した場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間途中における業務の終了に伴う撤収費用		○

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

## 4 管理の基準等

### (1) 営業日

- ① 4月29日から5月5日までの間
- ② 7月から9月までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間

### (2) 開館時間等

午前8時30分から午後4時30分までとします。ただし、萩市と協議し開館時間を変更することができます。

### (3) 再委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

### (4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、釣り桟橋条例その他関係法令等を遵守することとし、雇用・労働条件への適切な配慮がなされることとします。

### (5) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとします。

### (6) 文書等の管理・保存

- ① 指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保管することとします。また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととします。
- ② 出納関連の事務について監査を行うために必要がある場合には、市は指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

### (7) 秘密を守る義務

指定管理者は、業務の執行に当たっては、その職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。指定期間終了後も、また、同様とします。

### (8) 事業計画書の提出

指定管理者は、指定期間開始に先立ち、当該年度の業務の事業計画書を市に提出するものとします。また、事業計画を変更する場合においても同様とします。

### (9) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、決算報告を当該年度終了後に、速やかに市に報告するものとします。

### (10) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを利用者に明示するため、当該施設内等に指定管理者の名称及び連絡先を表示することとします。

## 5 指定管理者の収入等

指定管理者には、管理経費を委託料として支払います。委託料の額は協定書で定め、年2回に分割して支払います。

### ・参考

過去3年の委託料の額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 699,640円

令和6年度 699,640円

令和7年度 699,640円

## 6 応募資格

次の（1）から（3）の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）若しくは共同体（法人その他の団体で構成するもの）での応募とし、個人での応募は受け付けません。

なお、単独で応募する団体は他の共同体の構成員となることはできません。また、複数の共同体の構成員となることもできません。

- (1) 施設の管理・運営の能力を有していること
- (2) 萩市内に事業所、営業所を有しているか、又は、申請時までに設置していること
- (3) 次に該当する団体は、応募者となることはできません。

- ① 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者
- ③ 過去5年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由によって、指定の取り消しを受けたことのある者
- ④ 申請の時点でお市から指名停止を受けている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる活動を行う者
- ⑥ 会社更生法及び民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている者
- ⑦ 萩市の市税を滞納している者

※ 共同体にあっては、主体企業が上記(1)(2)の要件を、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていることとし、申込み手続を行うこととします。

## 7 応募方法・提出書類等

### (1) 応募書類

- ① 申込書（市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定める指定申請書 別記様式）
- ② 事業計画書
- ③ 共同体結成届出書（共同体を結成する場合のみ）
- ④ 申請資格を証する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
  - ・定款、寄附行為、団体規則その他これらに類する書類
  - ・役員名簿、登記事項証明書
  - ・団体の納税証明書
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類（法人格を有しない団体は、これらに類する書類）
  - ・損益計算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録（申請時の前事業年度のもの）
  - ・収支予算書、事業計画書（申請時の現事業年度のもの）
- ⑥ 管理に係る収支計画書（初年度は実行計画、次年度以降は予定計画）
- ⑦ その他必要な書類

提出部数 正1部、副2部（②④⑤⑥及び⑦については複写可）

### (2) 申込書等の配布

申込みに必要な書類は、下記期間内に市須佐総合事務所産業振興部門の窓口で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【配布期間】令和7年12月9日（火）から令和7年12月24日（水）まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

【配布窓口】〒759-3411  
市大字須佐4570番地5  
市須佐総合事務所産業振興部門  
電話 08387-6-2219

### (3) 応募書類の提出

応募書類は、下記の期間中に提出窓口まで持参してください。持参以外の方法による提出はできません。また、提出後は、応募書類の変更及び追加はできません。

【提出期間】

令和7年12月9日（火）から令和7年12月24日（水）まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

【提出窓口】上記配布窓口と同じ。

※ 混雑時は書類確認のため、お待ちいただくことがあります。

(4) 応募に関する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問書を期間内に、FAXにより送付してください。電話や来訪など、口頭による質問はできません。受け付けた質問は、FAXにより回答します。

萩市須佐総合事務所産業振興部門 FAX (08387) 6-3406

【受付期間】

令和7年12月9日（火）から令和7年12月18日（木）午後5時到着分まで  
回答は令和7年12月22日（月）まで

## 8 選定の進め方

(1) 指定管理者の候補者の選定

① 資格審査

提出された応募書類は、萩市において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。

② 審査の基準、審査項目

指定管理者の選定基準及び評価項目

指定管理者の選定は、提出された事業計画書について、以下の選定基準により評価します。

選 定 基 準	評 価 項 目
利用者の平等な利用の確保に関すること	利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策が講じられているか。
サービスの向上に関すること	サービスの向上のための取組、工夫等があるか。
	利用促進、利用拡大等のための取組、工夫等があるか。
	利用者からの苦情、相談等に迅速かつ適切に対応する体制が図られているか。
	利用者への接遇向上を図る取組がなされているか。
	利用者の意見、要望等を聴取・把握する方法を備えているか。
施設の適切な維持管理に関すること	施設の適正な維持管理が図られているか。
	効率的な運営が工夫されているか。
	環境への配慮、適切な衛生管理等が図られているか。
	事故、災害等の防止対策が講じられているか。
	事故、災害等の発生時における対応方針及び組織体制が整備されているか。
	防犯・防災訓練の実施を計画しているか。
	個人情報の保護に関する措置を講じているか。
経費の縮減に関すること	管理経費等について、適正な積算が行われているか。
	経費の縮減に向けた具体策が示されているか。
物的能力及び人的能力に関すること	職員の配置は適正か。
	職員の専門的知識、技能等の向上を図る取組が講じられているか。
	法人等の財政状況の健全性及び安定性が確保されているか。
	関係法令を理解し、遵守することができているか。
	労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされているか。
	類似施設の運営、類似業務の実施等の実績があるか。

そ の 他	施設の設置目的を理解し、当該目的に適った施設管理の基本方針を定めているか。
	応募の動機、意欲、地域への貢献に係る意識が指定管理者としてふさわしいか。

## (2) 指定管理者の候補者の決定

萩市での選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定し、結果を応募した団体に対して速やかに通知します。

## (3) 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理者の指定は、萩市議会での議決を経て行います。指定の議決後、指定管理者は市と協議の上、細目について協定を締結していただきます。

## 9 その他の留意事項

- (1) 応募に係る経費は、全て申込者の負担とします。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 応募書類提出後の内容変更は認めません。
- (4) 申込者から提出された応募書類の著作権は申込者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 選定団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (6) 指定管理者が協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (8) 応募受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

### (問い合わせ先)

〒759-3411 萩市大字須佐4570番地5

萩市須佐総合事務所産業振興部門 担当 大草、西田

電話 (08387) 6-2219

FAX (08387) 6-3406

別記様式  
(第3条関係)

## 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

萩市長あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 氏 名  
(電話 )

萩市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請施設名 萩市須佐釣り桟橋

(別添書類)

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 役員名簿
- 4 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 5 この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- 6 当該指定を申請する公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- 7 その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

## 事 業 計 画 書

施設名	萩市須佐釣り桟橋		
団体名			
代表者氏名		設立年月日	
団体所在地			
電話番号		F A X番号	
E-m a i l			

### 内 容 (提出書類には、※の文書を削除して問題ありません。)

#### 1 応募の動機、意欲

※指定管理者の募集に応募した動機、意欲の理由を記述してください。

#### 2 利用者の平等な利用の確保に関すること

※公の施設を運営するに当たっての利用者の平等かつ公平な利用を確保するための基本的な方針、考え方を記述してください。

#### 3 サービスの向上に関するこ

※サービスの向上のための取組、利用促進・利用拡大のための取組について記述してください。

4 施設の適切な維持管理に関するこ

※効率的・経済的な施設の管理運営について記述してください。

5 危機管理対策

※安全管理や緊急時の対応体制、責任の所在等について、記述してください。

※防犯・防災対策、個人情報の保護に関するこについて、記述してください。

6 経費の縮減に関するこ

※施設の経費の縮減についての方策を記述してください。

7 施設の現状の課題と方策

※施設の現状をどのように認識しているか。また利用促進等の方策について記述してください。

## 共同体結成届出書

令和 年 月 日

萩市長あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 氏名  
(電話 )

萩市須佐釣り桟橋の指定管理者に応募するため、次の団体は共同体を結成しましたので届け出ます。  
萩市との間における下記の事項に関する権限を代表団体へ委任します。

指定管理者に指定された場合は、萩市須佐釣り桟橋における施設の指定管理者としての業務の遂行  
及びこれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うとともに、当共同体の構  
成団体の脱退又は除名については、市の承認がなければこれを行うことができないものとします。

共同体の名称	
共 同 体 の 事務所所在地	〒
共 同 体 の 代 表 団 体 (受任者)	所在地 団 体 名 代表者名 (自署又は記名押印)
共 同 体 の 構 成 团 体 (委任者)	所在地 団 体 名 代表者名 (自署又は記名押印)
共 同 体 の 構 成 团 体 (委任者)	所在地 団 体 名 代表者名 (自署又は記名押印)
委 任 事 項	1. 指定管理者の応募に関する一切の権限 2. 萩市との協定締結に関する一切の権限 3. 指定管理料の請求受領に関する一切の権限 4. 契約の締結及び履行に関する一切の権限 5. その他、上記に付随する一切の権限

構成団体が4団体以上の場合は、これに準じて作成してください。

管理収支計画書 ( 年度)

施設名	萩市須佐釣り桟橋
-----	----------

項目	金額	内訳	考え方
収入			
その他			
収入合計 (A)			
人件費			
光熱水費			
委託料			
修繕料			
保険料			
その他経費			
支出合計 (B)			
収支 (A) - (B)			

※内訳、考え方は別紙に記入可

令和 年 月 日

萩市長あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 氏名  
(電話 )

## 質問書

萩市須佐釣り桟橋の指定管理者の募集要項及び仕様書について、次の項目を質問します。

番号	質問事項

- 注) 1 用紙は、A4判縦長で、コピー(複写)できるものとします。  
2 複数質問がある場合は、項目番号をつけてください。  
3 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。  
4 質問書は、令和7年12月18日(木)午後5時までにFAXで送付してください。

## 辞 退 届

令和　年　月　日付けで、萩市須佐釣り桟橋における施設の指定管理者公募に係る応募書類を提出しましたが、都合により辞退しますのでお届けします。

令和　年　月　日

萩市長あて

申請者　所在地  
　　団体名  
代表者　氏　名  
　　(電話　　)